

指定袋等取扱店マニュアル

連絡先

■本マニュアル及び家庭ごみの収集に関すること

苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課

TEL 0144-55-4077 FAX 0144-55-3929

■大型ごみ収集の申込み先

大型ごみ収集センター

TEL 0144-75-3790 FAX 0144-71-3650

■流通管理会社（平成25年4月1日～平成30年3月31日） ※指定袋等の発注先
※契約締結後にお知らせいたします。

1 家庭ごみ有料化について

家庭ごみ有料化とは、ごみ処理にかかる費用の一部を手数料として市民が直接負担する制度です。

苫小牧市では、平成25年7月から、家庭ごみのうち「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の有料化を実施しました。

苫小牧市は、指定ごみ袋と大型ごみ処理手数料シール（以下「指定袋等」という。）の取扱店の皆さまに、市民から手数料を徴収し引き換えに指定袋等を交付する事務を委託します。

2 指定袋等の種類等

指定袋等取扱店では、下表に掲げる指定ごみ袋及び大型ごみ処理手数料シールの全てを取り扱わなければいけません。

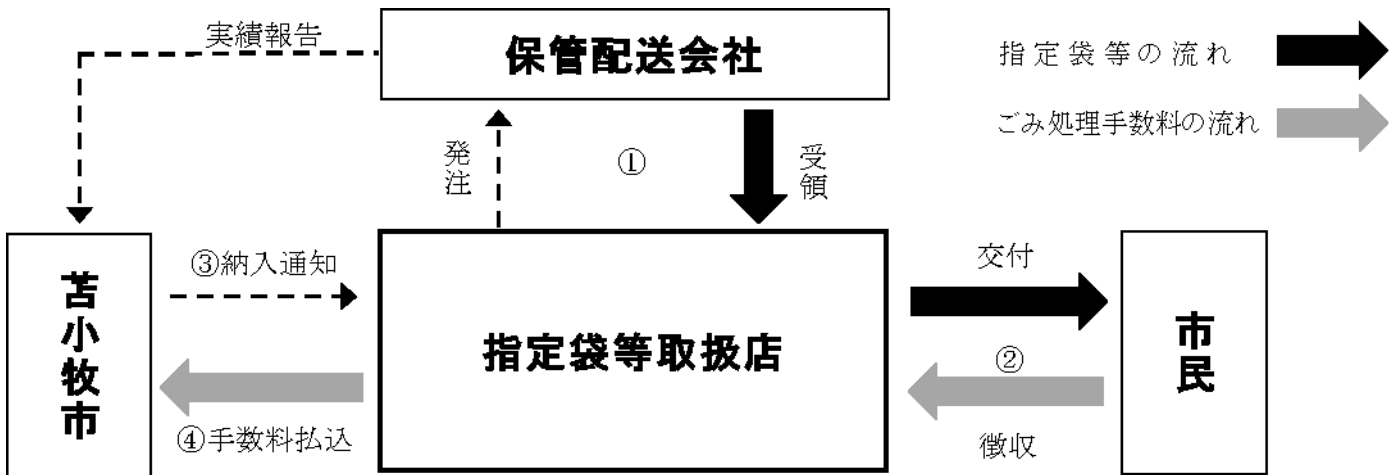
なお、資源物は有料化の対象ではありませんが、苫小牧市の排出ルールでは、透明又は半透明の袋にて排出することになっています。

そのため、取扱店では、必ず、透明又は半透明の袋を商品として取り扱ってください。

※もし可能であれば、指定ごみ袋のように、大小数種類を取り扱ってください。

区分	容量	手数料の額	交付単位（交付価格）	
指定ごみ袋	兼燃燃 用やや タイせせ プない ごみ	5リットル	10円/枚	10枚1組（100円：内税）
	10リットル	20円/枚	10枚1組（200円：内税）	
	20リットル	40円/枚	10枚1組（400円：内税）	
	30リットル	60円/枚	5枚1組（300円：内税）	
	40リットル	80円/枚	5枚1組（400円：内税）	
大型ごみ処理手数料シール		300円/枚	1枚（300円：内税）	

3 業務の流れ



① 指定袋等の発注・受領

<発注方法>

- 苫小牧市指定ごみ袋等発注票（別紙 1）に必要事項を記入し、苫小牧市が指定した流通管理会社に対してファクシミリにて発注してください。
- WEB システムによる発注も可能です。詳しくは別添のパンフレットをご覧ください。
- 発注票を保管するため、原則電話での発注はできません。

■ 流通管理会社（平成 25 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日まで）

<発注単位>

- 指定ごみ袋は 1 箱単位、大型ごみ処理手数料シールは 1 冊単位にて発注してください。

区分		容量	入数	手数料額
指定ごみ袋	兼燃燃 用やや タイプせ プない ごみ	5 リットル	1 箱 (10 枚 1 組×50 組入)	5,000 円 (内税)
		10 リットル	1 箱 (10 枚 1 組×50 組入)	10,000 円 (内税)
		20 リットル	1 箱 (10 枚 1 組×50 組入)	20,000 円 (内税)
		30 リットル	1 箱 (5 枚 1 組×50 組入)	15,000 円 (内税)
		40 リットル	1 箱 (5 枚 1 組×50 組入)	20,000 円 (内税)
大型ごみ処理手数料シール			1 冊 (10 枚綴り)	3,000 円 (内税)

<発注頻度>

- 発注は、流通管理会社で随時受け付けますが、正午までに受付をした場合は、受付日の翌日から起算して 2 営業日以内に、正午以後に受付をした場合は、受付日の翌日から起算して 3 営業日以内の配送となります。
 - 前述のとおり、指定ごみ袋と大型ごみ処理手数料シールの全種類を取り扱う必要があるため、在庫不足等が生じないように、計画的かつ効率的な発注をお願いします。
- ※市外への配送を希望する場合には、発注は月に 2 度までとし、30 箱以上（各種混在可）を一度に発注するようにしてください。また、大型ごみ処理手数料シールも同時に発注してください。なお、市外配送の場合には、上記配送サイクルによらず、受付から 2 週間以内の配送となりますので、計画的な発注をお願いします。

<受領>

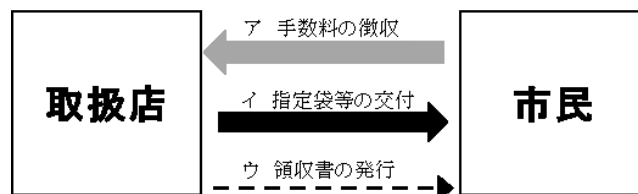
- 流通管理会社から指定袋等を受領した場合には、種類と数量を確認のうえ、配送伝票に受領印を押印し、控えを受け取ってください。
- 配送伝票の控えについては、5 年間保存してください。

② 手数料の徴収、指定袋等の交付

ア 市民からごみ処理手数料等を徴収します。

イ 指定袋等を市民に交付します。

ウ 領収書又はレシートを発行します。

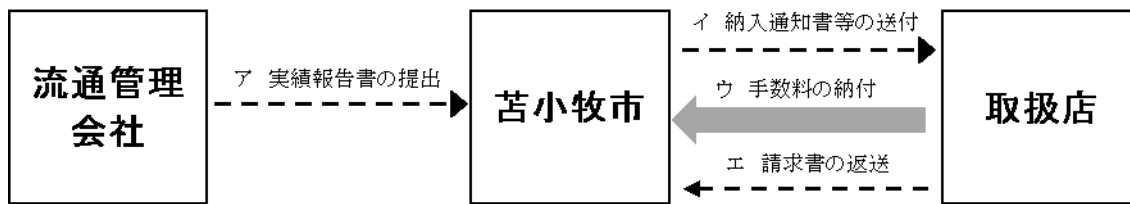


- ・領収書を発行する場合には、指定ごみ袋の場合は「苫小牧市ごみ処理手数料」、大型ごみ処理手数料シールの場合は「苫小牧市大型ごみ処理手数料」とそれぞれ、苫小牧市の手数料だとわかるように記載すること。また、レジスターで処理する場合にも同様の内容を印字してください。

<注意事項>

- 指定袋等の無料配布や値引き交付等については、絶対に行ってはいけません。
- 指定ごみ袋は原則包装単位（5 枚又は 10 枚）で交付してください。ただし、1 枚単位での交付を希望する市民に対しては、希望に応じてください。
- 市民から別途、消費税及び地方消費税の相当額を別に徴収することはできませんので、レジスター等の設定に当たっては十分注意してください。
- 大型ごみ処理手数料シールの交付前に、大型ごみ収集センターに申込みをしているかどうかを確認してください。
- 大型ごみ処理手数料は、大型ごみの品目によって 300 円、600 円の 2 段階の設定に分かれています。処理手数料シールは 300 円券の一種類のみです。そのため、600 円の品目に対しては 300 円券を 2 枚交付してください。
- 指定袋等の陳列形態は特に規定しませんが、大型ごみ処理手数料シールについては、小さく、盗難の恐れがあるため、サービスカウンター等に保管する等の措置を講じてください。

③、④ ごみ処理手数料等の納付等



ア 実績報告書の提出（毎月 5 日まで）

苫小牧市は、毎月、流通管理会社から提出される指定袋等の 1 か月単位での配送実績報告をもとに、取扱店が苫小牧市に納付する額（手数料額）と苫小牧市が取扱店に支払う額（委託料額）を算出します。（納品数＝交付数とみなします。）

イ 納入通知書等の送付（毎月 15 日頃まで）

納品のあった翌月に、苫小牧市が各取扱店に送付する納入通知書にて苫小牧市に納付していただく額を通知します。また、納入通知書とともに、取扱店ごとの配送数量を記載した明細書及び委託料請求書を送付いたします

ウ 手数料の納付（毎月 25 日頃まで）

納入通知書等の内容を確認し、記載された納期限までに、苫小牧市にごみ処理手数料等を納めていただきます。納めていただく額は、手数料額から委託料額を差し引いた額となります。

エ 請求書の返送（確認次第随時）

委託料請求書については、内容を確認し、押印の上、苫小牧市ゼロごみ推進課に返送してください。

注） 納入通知書はごみ処理手数料（指定ごみ袋）分と大型ごみ処理手数料（大型ごみ処理手数料シール）分の 2 種類があります。

<委託料額>

- 苫小牧市が各取扱店に支払う委託料額は、納品数に基づくごみ処理手数料（指定ごみ袋）と大型ごみ処理手数料（大型ごみ処理手数料シール）それぞれを合計した手数料額の 7%相当額に消費税及び地方消費税を加算した額（1 円未満切捨て）とします。

例) 指定ごみ袋 5 種類×1 箱+大型ごみ処理手数料シール 1 冊を納品した場合

指定ごみ袋

手数料額：70,000 円 委託料額：70,000 円×7%×1.08=5,292 円

大型ごみ処理手数料シール

手数料額：3,000 円 委託料額：3,000 円×7%×1.08=226 円

手数料額合計：70,000 円+3,000 円=73,000 円

委託料額合計：5,292 円+ 226 円=5,518 円

苫小牧市に払込む額：73,000 円-5,518 円=67,482 円

4 指定袋等の取扱いに関するその他の留意事項

(1) 指定袋等の適正管理

ア 各取扱店においては、指定袋等の納品があったときや市民への交付等在庫に移動が生じた都度、指定袋等の数量や手数料額について記録し、適正な管理を行ってください。

イ 指定袋等の交付数及び在庫数について、毎月の報告の義務はありませんが、苫小牧市が検査を行う場合など必要に応じて苫小牧市の指示に従い提示できるようにしてください。

ウ 指定袋等は、ごみ処理手数料等に相当する金券的な性質を有するものですので、管理には万全を期すようお願いいたします。

エ 流通管理会社から受領した後の指定袋等の破損、汚損、盗難、紛失等は取扱店の責任で対応していただくこととなりますので、適正に保管してください。

(2) JAN コード

別紙 2 を参照してください。

(3) 不良品の取扱い

ア 流通管理会社から指定袋等が納品された際、段ボール箱の概観を確認した上で受け取ってください。万一、段ボール箱が破損し、中の指定袋等に破損の恐れがある場合は流通管理会社とともに箱の中身を確認し、指定袋等に破損や汚損が発見された場合は、流通管理会社に代替品の配送を指示してください。

イ 受領後の指定袋等は、原則として返品できません。ただし、明らかに製造又は輸送の段階で生じたと認められる破損等があった場合に限り、代替品と交換いたしますので、苫小牧市ゼロゴミ推進課までご連絡ください。

5 市民対応について

(1) 市民からの問い合わせ

市民から指定袋等の使い方などについての問い合わせも予想されますが、別紙 3 市民対応 Q & A を参考に回答できる範囲で対応願います。なお、回答できないときは苫小牧市ゼロゴミ推進課に問い合わせるよう説明してください。

(2) 市民から不良品の持込があった場合の対応

穴あき、破損など客観的かつ明らかに不良品と判断できるものについて、市民から持込があった場合は、原則レシート等の提示を求め、その場で回収し、新品と交換してください。返品に応じた不良品は、市民から持込まれた状態のまま、保管しておいてください。交換品として市民に交付した分については、苫小牧市ゼロゴミ推進課に連絡してください。後日、不良品と交換の上、補填いたします。

6 取扱店表示の掲示

各取扱店では、市がお渡しする取扱店表示を店舗等の見やすい場所に掲示してください。

苫小牧市指定ごみ袋等発注票 (FAX 専用)

平成 年 月 日

FAX 送信先

会社名	FAX 番号
-----	--------

配送依頼者 (発注者)

	発注日		登録番号	
徴収事務 取扱者	名称			
	代表者			
配 送 先	住 所	〒 —		
	名 称		依頼者名	
	電話番号		FAX 番号	

下記のとおり、苫小牧市指定ごみ袋等の配送を依頼します。

区 分		容 量	発 注 単 位		発 注 数
			入数	手数料額	
指 定 ご み 袋	兼 用 タ イ プ 燃 や せ な い ご み 燃 や せ る ご み	5リットル	1箱 (10枚1組 × 50組入)	5,000円	箱
		10リットル	1箱 (10枚1組 × 50組入)	10,000円	箱
		20リットル	1箱 (10枚1組 × 50組入)	20,000円	箱
		30リットル	1箱 (5枚1組 × 50組入)	15,000円	箱
		40リットル	1箱 (5枚1組 × 50組入)	20,000円	箱
大型ごみ処理手数料シール			1冊 (10枚つづり)	3,000円	冊

- ❖ 指定ごみ袋は1箱単位、大型ごみシールは1冊単位で発注してください。
- ❖ 市外への配送の場合は、1度に 30 箱以上 (各種混在可) 発注してください。また、大型ごみ処理手数料シールも同時に発注してください。

苫小牧市有料指定ごみ袋・大型ごみ処理手数料シール JANコード等一覧表

種別		物流識別 コード	国 コード	メーカー コード	商品 アイテム コード	チェック デジット	料金	寸法 (mm)	重量 (kg)	
大型ごみ処理手数料シール(1枚)			49	29074	00020	3	300 円	200*80		
指定ごみ袋	単品	40ℓ袋(1枚)		49	29074	00031	9	80 円	470*820	
		30ℓ袋(1枚)		49	29074	00032	6	60 円	380*770	
		20ℓ袋(1枚)		49	29074	00033	3	40 円	360*640	
		10ℓ袋(1枚)		49	29074	00034	0	20 円	270*530	
		5ℓ袋(1枚)		49	29074	00035	7	10 円	190*440	
	1セット	40ℓ袋(5枚1組)		49	29074	00041	8	400 円	255*305	
		30ℓ袋(5枚1組)		49	29074	00042	5	300 円	245*260	
		20ℓ袋(10枚1組)		49	29074	00043	2	400 円	210*250	
		10ℓ袋(10枚1組)		49	29074	00044	9	200 円	300*315	
		5ℓ袋(10枚1組)		49	29074	00045	6	100 円	220*270	
	梱包箱	40ℓ袋(50組1箱)	1	49	29074	00041	5	20,000 円	461*281*124	7.9
		30ℓ袋(50組1箱)	1	49	29074	00042	2	15,000 円	436*236*124	6.4
		20ℓ袋(50組1箱)	1	49	29074	00043	9	20,000 円	371*226*199	8.7
		10ℓ袋(50組1箱)	1	49	29074	00044	6	10,000 円	301*296*149	5.7
		5ℓ袋(50組1箱)	1	49	29074	00045	3	5,000 円	256*216*129	3.0

※寸法及び重量については、概算であり変更になる場合があります。

市民対応 Q&A

Q なぜ指定ごみ袋は市販のごみ袋に比べて価格が高いんですか？

A 指定ごみ袋と大型ごみ処理手数料シールの料金は、条例で定める手数料です。市民の皆さんに出すごみ量に応じてごみ処理にかかる費用の一部を負担していただき、それと引き換えに指定ごみ袋をお渡しするという仕組みです。

Q 生ごみをいったんレジ袋などに入れてから指定ごみ袋に入れてもいいですか？

A 燃やせるごみと燃やせないごみは、いったん別の袋に入れてから指定ごみ袋に入れてもかまいません。

ただし、びん、缶、ペットボトル、プラスチック、紙類などの資源化処理するものについては、処理工程に支障がでますので、2重袋にしないでください。

Q 指定ごみ袋からごみのはみ出した状態でステーションに出してもいいですか？

A 袋の持ち手とベロ部分をしっかりと結び、ごみのはみ出さないようにしてください。袋の入り口部分が結ばれておらず、ごみのはみ出していると回収されません。

Q 大型ごみを出すときはどうすればいいですか？

A 大型ごみを出す際には、事前に「大型ごみ収集センター」に申込みをしてください。その後、大型ごみ処理手数料シールを購入し貼って出すことになります。

※大型ごみに該当しない場合もありますので、必ず申込みをした後にシールを購入してください。

大型ごみ収集センター 75-3790

Q 全てのごみを指定ごみ袋を使用して出さなければいけないんですか？

A 指定ごみ袋を使用しなければならないごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」です。それ以外の資源物については、これまでどおり透明又は半透明の袋で出すことができます。

Q 指定ごみ袋を使わずに「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」を出したらどうなるんですか？

A 指定ごみ袋以外の排出があった場合は、基本的に啓発シールを貼って収集はしていきません。詳しくはゼロごみ推進課にお問い合わせください。

Q 指定ごみ袋の色は1種類しかないんですか？今までの推奨袋のように水色と黄色はないんですか？

A 指定ごみ袋は「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」どちらにも使える兼用袋となっております。ご家庭できちんと分別してそれぞれの専用ごみ袋として使い分けてください。

その他ごみの分別等に関するお問い合わせがありましたら、ごみと資源の分別ガイドブック「クリーンとまこまい」をお渡しするので、可能な範囲で対応願います。

対応が難しい場合には、ゼロごみ推進課にお問い合わせるようにお伝えください。

環境衛生部ゼロごみ推進室ゼロごみ推進課

TEL 55-4077

大型ごみ処理手数料シール交付マニュアル

1 大型ごみの定義

最も大きいサイズの指定ごみ袋（40ℓ）に収めることができず、最大の辺の長さ又は径が2m以下で、かつ、重量が100kg未満のものとなり、処理手数料は以下の2区分となります。

大型ごみの区分	手数料の額
●最大容量（40ℓ）の指定ごみ袋に入らないもの ●最大の辺の長さ又は径が1m以下のもの	300円/点
●最大の辺の長さ又は径が1mを超え2m以下のもの	600円/点

2 大型ごみ処理の流れ

市民の方が大型ごみを処理する流れは次のようになります。

(1) 申込み

大型ごみ収集センターに申込み（TEL：75-3790 FAX：71-3650）

(2) 収集日等のお知らせ

大型ごみ収集センターから収集する日、ごみを出す場所、大型ごみ処理手数料シールの購入枚数、受付番号をお知らせ

(3) 大型ごみ処理手数料シールの購入

各取扱店で大型ごみ処理手数料シールを必要枚数購入



各取扱店での業務

(4) 収集

大型ごみ処理手数料シールに受付番号を記入し、大型ごみの見やすいところに貼り、収集当日（8時45分まで）に出しておく。

3 大型ごみ処理手数料シールの種類及び交付方法

大型ごみ処理手数料シールは300円一種類です。処理手数料が600円の品目にはシールが2枚必要です。

(1) 交付方法

大型ごみ収集センターへの申込みが済んでいるかを確認し、必要枚数に応じた大型ごみ処理手数料を徴収し、大型ごみ処理手数料シールの「半券」及び「領収書」に購入者氏名、領収年月日を記入し、取扱店の印鑑を押印し、手数料シール付領収書を市民に交付してください。

※取扱店の印鑑がない場合には、購入場所がわかるように店舗名等を記載してください。

※申込みが済んでいない場合には、大型ごみ収集センターに申し込むようお願いください。

(2) 半券の保管

半券については、店舗等で徴収年月日の属する年月日から起算して5年間保管してください。

※基本的には市に半券を提出する必要はありませんが、必要に応じて提出を求められますので、適切に保管してください。

(3) 大型ごみ処理手数料シールの見本

①購入者氏名を記入

②領収年月日を記入

③取扱店の印鑑を押印
※購入場所がわかるように、
店舗名等を記入でも可

④購入者（排出者）が各自記入

店舗等控え ←

→ 購入者に交付

① : 店舗又は購入者が記入
②③ : 店舗等が記入
④ : 購入者が記入

4 その他

大型ごみの詳しい品目等は「クリーンとまこまい (P.10～)」を参照してください。
 その他ご不明な点がありましたら、ゼロごみ推進課 (TEL: 55-4077) までご連絡ください。